

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

保護司制度のあり方：
京都保護司宣言の採択を受けて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-02-18 キーワード (Ja): キーワード (En): community volunteers, kyoto declaration on community volunteers supporting offender reintegration, social rehabilitation support 作成者: 多田, 庶弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1399

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



保護司制度のあり方

— 京都保護司宣言の採択を受けて —

The Future of the Community Volunteers (Hogoshi) System

Following the Adoption of KYOTO Declaration on Community Volunteers Supporting Offender Reintegration

多田 庶弘

TADA, Chikahiro

1. はじめに

2021年3月、京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議（以下「京都コンGRESS」という）が開催¹⁾され、京都保護司宣言（KYOTO Declaration on Community Volunteers Supporting Offender Reintegration）²⁾が採択された。

そこには、地域ボランティアが協働で保護観察を行うことの重要性と、その地域ボランティアが民間であるという立場で、同じ目線で親身に接し伴走することで罪を犯した者が自分を再構築し主体的に人生を歩むことができる。そして、そのような罪を犯した者の立ち直りを支える地域ボランティア国際デー（世界保護司デー）の設立を求めていくことを内容としている。

日本の保護司制度は、世界に誇れる素晴らしい制度であるということができよう。しかしながら、保護司制度をめぐる人員の問題など多くの課題を抱えており、現状のままでは、保護司制度を継続していくことは難しい点が多いといえる。

そこで、本稿では日本における保護司制度をめぐる課題を考察するものである。

2. 更生保護の歴史と保護司

保護司法1条に「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」として保護司の使命が規定されている。そもそも更生保護は、罪を犯した者に対する改善更生を助け、社会に戻るための支援を行うことといえる。その点から保護司制度は、民間の一般人がボランティアで、罪を犯した者の立ち直り支援に大きく関わっていることが、特殊であるとともに、意味をもっているといえることができるであろう。

『日本更生保護協会100年史』によれば、更生保護の事績については古事記、日本書紀等に記述がある³⁾との記載がある。古事記等の事績は別にして、わが国における更生保護の

キーワード：保護司、京都保護司宣言、社会復帰支援

Key words : community volunteers, kyoto declaration on community volunteers supporting offender reintegration, social rehabilitation support

一歩といえるのは、池波正太郎の鬼平犯科帳で有名な長谷川平蔵（宣以）がその成立に尽力したといわれている石川島の人足寄場ではないだろうか。

近代的な更生保護については、明治になり静岡県出獄人会社を設立し、出獄人の世話をしたのが最初⁴⁾となる。この出獄人会社を初めとする免囚保護事業は、その後も民間篤志家や宗教家による慈善事業として発展し、全国各地に免囚保護施設が設立される⁵⁾ようになった。

このように当初は、どちらかといえば民間の篤志家等が中心となり活動が進んでいったが、それをまとめていく役割が必要となるなかで、現在の日本更生保護協会の前身となる輔成會が1914年（大正3年）に設立⁶⁾される。さらに、1939年（昭和14年）の司法保護事業法などにより制度の整備が行われ、戦後になり犯罪者予防更生法の制定により更生保護制度が確立していく。それを踏まえ保護司法が制定された。保護司は、司法保護委員が前身で、保護司法の制定で司法保護委員が保護司へと改称され⁷⁾、現在の姿の保護司が誕生することになる。

この点からは、民間のなかで広がっていったと考えられる更生の考え方が、保護司という民間の人々に関わるなかで確立していったといえるため、保護司制度が民間の尽力のなかで支えられているのも当然といえるのかもしれない。

しかし、民間の、いわゆる篤志家と称される方に大きく頼る制度は、限界にきているともいえる。そこで現在の保護司の状況について確認していく。

3. 保護司の現状

保護司は、保護司法に基づき保護観察等の役割を負いながら対象者の立ち直りのための支援等を行っている。

その点、法務省のホームページでは、「保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。」⁸⁾と記載されている。

保護統計年報によれば、2020年に保護観察を開始したもの（1号観察から4号観察）は27,204人、年末に保護観察中の者は（1号観察から4号観察）は26,706人⁹⁾となっている。保護観察となる人数は2001年に75,000人を超えていたことに比べれば減少してはいるが、保護観察期間が5年を超える者や無期の者もいる。一定の期間関わっていくことを考えれば、保護司は一定の人数が必要といえよう。

保護司の人員は2020年1月1日現在46,763人¹⁰⁾であるが、そもそも定員は52,500人を超えない（保護司法第2条）となっていることからすると、定員の9割に満たない。そのため、法務省はHOGOSHI recruiting guide¹¹⁾などを作成し、人員の確保を進めている。

しかし、総務省行政評価局は2021年1月に、保護司が減少を続けているとして、人材確保を支援するよう法務省に勧告し、さらに経験

保護司制度のあり方

不足の保護司が早期に退任する例もあり、後進育成を徹底することも求めている¹²⁾。そのことからすれば、保護司の人員確保はうまくいっているとはいえない。

この保護司の人員の減少は、以前からの課題である。2015年の報道でも保護司のなり手不足の懸念が示され、その点で木村隆夫教授が「保護司にこれほど大きな負担を背負わせるのは酷。観察官の拡充と保護司への支援をすべき」¹³⁾と指摘されているが、5年以上経過した現在でも状況は改善されていない。

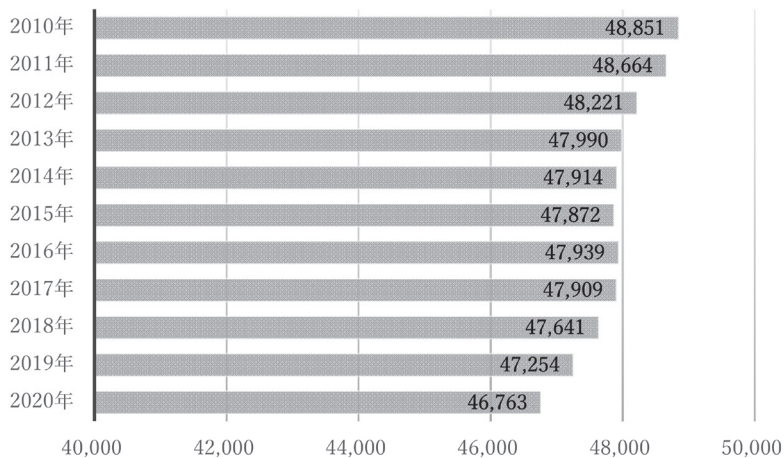
4. 保護司制度の抱える課題

では、保護司制度についてどのような課題があるのかを確認したい。まずは前述したように人員だ。図1で示したように定足数には達していない。もっとも、定足数でいえば1950年代から達しておらず¹⁴⁾、その点からは今に始まったことではないが、ここ数年の減少傾向でいけば45,000人を割り込む懸念もある。さらに平均年齢の高齢化だ。平均年齢は1960年代では50代であったが、現在は65.1歳

(2020年1月1日現在)¹⁵⁾となっており、60歳以上が8割で、40歳未満は1割にも満たない¹⁶⁾という状況だ。

もっとも保護司の役割は、前述した保護司法1条で示されているように、社会のなかで罪を犯した者や非行を行った少年の社会復帰へ向けた役割を担っているため、社会の中でも様々な経験が必要といえるであろう。そのような点からは、一定の年齢以上が求められる点はある。しかし、保護司は再任時に76歳¹⁷⁾までとなっていて定年があるため、今後その年齢に達する人数が増えることを考えると、新たな人材を見つけることは必要というよりも喫緊の課題といえる。

その保護司になるには、保護司法で「保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。」(第3条)となっており、各号は「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」、「生活が安定していること。」、「健康で活動力を有すること。」と規定されて



数値は全国保護司連盟のホームページ
<https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/condition.html> による

図1 保護司人員の推移

いる。この4つの事項を満たし、さらに「委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。」となっていることから、自分で手を挙げるのではなく、他薦ということになる。さらに無給（保護司法11条1項）の非常勤公務員である。となれば、保護司になる（なれる）人材は限られてくるといえよう。その限られた人材の中で、新たな保護司を探さなければならないのであるが、仮に保護司の人材として求められる者と考えられるとしても、生活の安定性、保護司としての職務を遂行する時間等を考えるのであれば、保護司になる者の職業と無関係ということにはならないであろう。

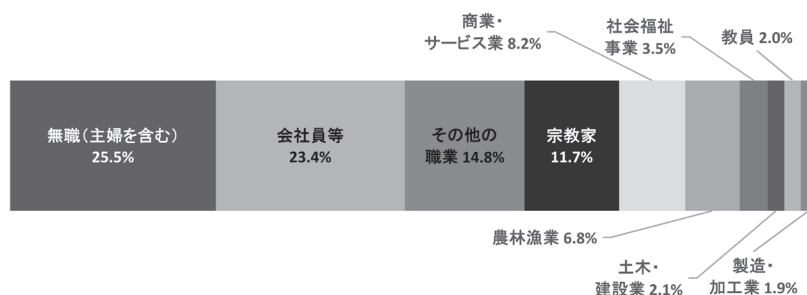
その実際の職業を示したのが図2だ。近年は会社員の割合が増加しているようで、4分の1近くの者となっている。ただ、総務省の実態調査¹⁸⁾によれば、退任の理由として特に50代、40代では「多忙」の割合が高い（40代：42.9%、50代：55%）ことからすれば、会社員で保護司を兼務することは容易とはいえない現状であろう。

このような状況を改善するため、法務省は2014年に「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定し、さらに改訂版を2019年に

策定し、その取り組みの中で「保護司の安定的確保のための10のアクションプラン」(以下、「アクションプラン」という)を示している。そこでは、①保護司のなり手を安定的に確保するために、a.保護司活動インターシッブ等を積極的に活用、b.適任者に関する人材情報の確保、②やりがいを感じ、長く、活発に続けられるために、a.経験の少ない保護司の支援、b.個々の事情に配慮し、職場の理解を得られるような取り組み、③保護司活動を効果的かつ効率的に行うために、a.保護司会への適切な支援といったことを取り上げている¹⁹⁾。

もっとも、アクションプランは策定されてから、まだ期間が短いこともあり、今後の状況を確認する必要がある。とはいえ、少なくとも現状では改善しているとはいえないし、仮に人材情報を適切に活用し、適任者（候補者）に働きかけをしたとしても、断られる状況が多いのであれば人員増加には結びつかない。

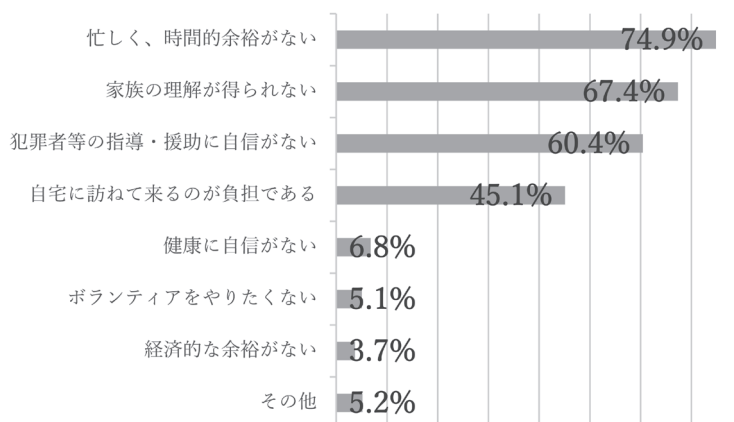
そこで、保護司の候補者に断られた理由を示したのが図3である。多いのは「時間的余裕がない」、要するに多忙だ。もちろん仕事のために保護司として従事することが難しい方もおられるであろう。そこで、保護司の軽



数値は『令和2年版犯罪白書』80頁を参照し作成
※「その他の職業」はアパート経営、医師等

図2 保護司の職業（2020年1月1日現在）

保護司制度のあり方



出典：「平成29年版犯罪白書」262頁

図3 保護司候補に断られた理由

減負担も検討しなければならない課題といえる。

その他にも、「家族の理解が得られない」という点は、保護司活動を考える点からは、重大な課題といえるのではないだろうか。本来、ボランティアである活動において、もちろん家族の意向も重要な要素であるとしても、7割近くの方が断る理由の1つとしてあげたことは、保護司の役割が国民に正しく理解されていないといえるのではないだろうか。その点からは、多忙よりも「家族の理解が得られない」、「犯罪者等の指導・援助に自信がない」という理由での辞退は、保護司制度の根底に関わる問題として認識しなければならない。

さらに考えなければならないのは「自宅を訪ねてくるのが負担である」という点だ。この点の問題点は後述するが、いずれにしても、罪を犯した者の立ち直り（社会復帰）の支援を、ボランティアという名目の、無給の非常勤公務員に課せられる個人の負担が大きいという点に、保護司のなり手不足があると考えられ、アクションプランといったものが策定されるとしても、保護司の負担の軽減にはつ

ながっていないことが、人員の増加と結びつかないと考えられる点は否定されないであろう。

5. 課題の解決のために①

では、その解決について検討していきたい。

まずは人員の増加についてだ。総務省がまとめた実態調査では、今後10年で2万3千人が退任する予定²⁰⁾とのことだ。

そこで、まず考える必要があるのは、無給という点だ。非常勤とはいえ、法務大臣から委嘱される国家公務員であり、罪を犯した者、非行を行った少年に対し、立ち直るための支援を行うという点からは、社会にとってその役割は不可欠といえよう。そのような社会にとって不可欠な役割を担うからこそ、前述したように、保護司には「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」「生活が安定していること。」「健康で活動力を有すること。」が求められている。社会にとって必要な人材ならば無給であっていいのだろうか。もちろん必要な費用は「保護司は、

法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。」（保護司法11条2項）という点から支給されるとしても、無給であることは、引き受けない理由と結びつかないとは言い切れないのではないだろうか。

この点について、「近年、社会内処遇は殊に大きな苦境に対峙しつつある。その事態の根底として、多年この事業に僅かな予算しか投入されてこなかったという、わが国刑事政策の貧困をあげなくてはならない」²¹⁾との指摘がある。確かに近代更生保護制度が始まった時には、民間篤志家等による慈善事業として発展したことから、国家の関わりよりも民間の関りの方が強く、時代背景を考えるならば、予算が少なかったということも否定できない状況だったといえるかもしれない。そのため、無給も当然であるといえたのかもしれない。しかし、時代が進み、わが国はGDP（国内総生産）世界第3位という位置にいる。そのわが国において「刑事政策の貧困」状態が続いており、「多年この事業に僅かな予算しか投入されてこなかった」という状況が、時代が進んでも変化がないことは重大な問題である。

さらに、わが国では2020年から同一労働同一賃金の制度を導入している。「同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すもの」²²⁾であり、もともとボランティアとして位置づけられている保護司はここに当てはまらないといえる。しかし、同一労働同一賃金が正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇差の解

消から考えられた制度であることを考えれば、保護司も保護観察官と同様に対象者の立ち直りのために従事しているのであり、その点から考えると、いまの無給のままでも適切であるとは思えない。

法務大臣から委嘱され、服務についても「保護司は、その使命を自覚し、常に人格見聞の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。」（保護司法9条1項）、「保護司は、その職務を行うに当って知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。」（9条2項）であることからすれば、様々な知識を必要とし、労力を費やしている。それに対しては対価が必要ではないだろうか。そもそも、ボランティア＝無給ということではない。そのため、ボランティアだから無給でいいという考えで、「保護司には、給与を支給しない。」（保護司法11条）と規定していることは改善される必要がある。

その他、保護司候補に断られた理由として「自宅を訪ねてくるのが負担である」という点からは、保護司側から何らかの物理的な提供が行われないと保護司活動が成り立たない状況も問題といえる。しかも、物理的な提供（例えば、自宅で面接を実施するために、自宅の一室を使用する）を行うことはリスクも伴う。2010年には保護司の自宅が担当する保護観察中の少年により放火され全焼²³⁾するという事件も起きている²⁴⁾。もちろん、これは稀なケースであり、保護司の担当している保護観察中等の者が頻繁に放火等の犯罪を行うということではない。とはいえ、面接に自宅を使用せざるを得ない状況があれば、保護司の負担となる。

保護司制度のあり方

もっとも、このような自宅を面談等の場所に使用することについては、2008年度から更生保護サポートセンターが整備されており²⁵⁾、その場所が更生保護活動を行う拠点となるため、自宅を使用しなければならない状況は改善されつつあるといえる。しかし、実際には図4の状況であり、7割が利用していない。また、利用していてもその頻度は時々で、毎回ではない方も多い。

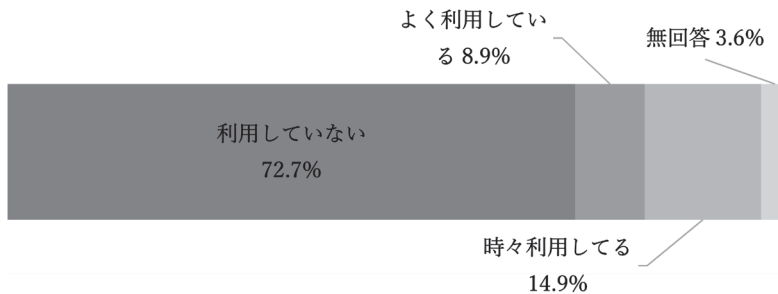
では、実際にはどこで面接をしているのか、その場所を示したのが表1だ。そこからわかるのは7割の方が保護司の自宅で、更生保護サポートセンターは3.5%しかない。更生保護サポートセンターの利用が少ない理由は様々あるであろうが、面接の時間帯としては、18時以降や土日祝日で行うこともあり²⁶⁾ 更生保護サポートセンターが公民館等の公的機関の一部を利用して開設しているところも多い

ことから、開設時間が平日の昼間の時間帯が多く、夜間や休日では施設が利用できないということも理由といえよう。また、双方の自宅から遠く不便ということもありえよう。

いずれにしても、更生保護サポートセンターは活動の拠点となるところである。そこでの面接が何らかの理由でできないのであれば、結局、活動拠点があるという名目だけとなり、そうであれば保護サポートセンターの意味がなくなってしまう。

6. 課題の解決のために②

保護司の役割は立ち直り、社会復帰へ向けてのサポートである。表2は2020年に刑務所に入所した者の犯行時の職業等の状況の数値だ。気になるのは、職に就いていない無職の者が一番多い点だ。職に就いていないから罪を犯すわけではないが、生活基盤や社会的帰



数値は総務省行政評価局『「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－』25頁を参照し作成

図4 面接での更生保護サポートセンターの利用状況

表1 保護司の面接場所

保護司の自宅	保護観察対象者の自宅	更生保護サポートセンター	公民館等の公的施設	喫茶店飲食店等	保護観察対象者の勤務先学校	公園等の野外	行政機関の庁舎内	その他	無回答
73.4%	8.1%	3.5%	2.0%	0.7&	0.4%	0.2%	0.1%	28%	8.9%

数値は総務省行政評価局『「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－』66頁を参照し作成

表2 新受刑者の犯罪時の状況

有職者	無職者	学生	家事等	不詳
31.3%	70.6%	0.3%	0.04%	0.3%

令和2年『矯正統計年報』148頁～151頁により作成

属の重要性などを考えると、立ち直りのために職を考えることは欠かせない。

仮に犯行時に職に就いていたとしても、起訴されたり、刑務所に入所する段階で辞める者は多いであろう²⁷⁾。となれば出所（仮出所）時に職を探すことになる。中には入所中に職を探し採用されることもあるかもしれないが、必ずしも多くはない²⁸⁾。となると出所後（刑事施設に入所しない場合には刑の確定後）に探すことになろう。本人が自分自身で探すことになるが、罪を犯したという点から、特に刑事施設出所者は厳しい状況が考えられる。そのため、相談のなかで保護司が就労支援を行うこともある。だが、保護司はキャリアカウンセラーなどの資格を必ずしも取得しているのではなく、すべての保護司が就労に関して専門的な知識があるとはいえない。専門的知識がなければ支援ができないわけではないが、職種、業種はその時代により変化する。また、本人の意向を無視して何でもいから職に就けばいいというものではない。そのためには、一定の専門的な知識は必要といえる。

さらにいえば、前述したように保護司の平均年齢は60代だ。対象となる少年にとっては孫世代ということにもなるかもしれない。年齢が離れているから相談が困難ということではないが、いわゆるZ世代²⁹⁾は生まれた時からデジタル社会の中で育っている。高齢者がデジタルに不得手で、Z世代がそうではないということではないが、スマートフォン（スマホ）などのデジタル機器で多くのことが処理できると考えるZ世代との乖離は否めない

のではないだろうか。

上記のような点を含め、保護司の状況は保護司法が成立した時代とは様々な点で異なっている。そのため、「保護司制度などを各国に広げる『司法外交』を加速させ、国際社会での存在感を高める狙いもある。」³⁰⁾のであれば、まずはわが国の保護司制度を改善しなければならない。

7. 改善へ向けての取り組み①

筆者は2013年10月12の朝日新聞私の視点欄³¹⁾で、罪を犯した者の立ち直り（社会復帰）支援について、更生サポーター制度を創設し地域で支援していくことが望ましいのではないかという主張をした。それから8年ほど経過した。社会復帰支援という点からは様々な取り組みが行われていることは確かである。しかし、それを支援する保護司の課題は改善されていない。そこで、改めて保護司制度の改善を考えてみる。

筆者が主張した更生サポーター制度は地域で立ち直りを支援する仕組みだ。一人の保護司だけで—そこには保護観察官がいるとしても—立ち直り支援をすることは容易なこととはいえない。複雑化した社会のなかで、さらに多様性が尊重される現代社会において、支援には様々な専門的知識が必要となる。となると、その分野の専門性がある方の意見などを踏まえて先に進めることが重要となろう。そのためには、地域の専門性をもった方の支援が必要となる。

だが、現在の保護司の制度だと専門性のあ

る者が委嘱されるわけではない。そこで、自分自身で、あるいは地域の方の推薦などにより更生サポーターとして役割を担うことができる制度が必要ではないだろうか。そうすることで一人の対象者に複数人が関わることになる。それは自分だけで関わるのではないため、負担が減少され、それにより多忙を理由に辞退することが少なくなり、そうなれば、保護司の人員減少にもつながるといえよう。また、平均年齢を引き下げることにもなるのではないか。さらに、専門性をもった者が対応することになり、前述した就労支援にも役立つであろうし、特に薬物犯罪、性犯罪、窃盗症（クレプトマニア）などは医療的な支援も必要となるため、支援には有効ではないだろうか³²⁾。

これらの点からは、現行の候補者を推薦し法務大臣が嘱託する制度を変更する必要があるだろう。なぜなら、保護司の人員不足は、現状の保護司制度の中でどう人員を増員するかを考えるだけで進められているように思える。それでは地域の篤志家を探すことだけに視点がいき限界がある。それを自分自身で手を挙げることになれば、多くの者に参加してもらえる環境が整い、人員不足の解消へとつながるであろう。そもそもボランティアという位置づけであるならば、行政が選ぶような形はなじまないのではないだろうか。

もちろん、立ち直り支援を担うためには、誰でもいいということにはならないので、保護司や更生サポーターになるための何らかの基準は必要であり、誰かが判断することになるかもしれないが、できるだけ本人の意思で、サポートする者を見出すことが必要ではないか。

8. 改善へ向けての取り組み②

自分で手を挙げ関わっていくことで重要な点は、罪を犯した者の立ち直りについて地域の人々に関わる点が増えることで、地域で対象者の課題、改善を考えながら進めていけることではないだろうか。

推薦で委嘱された保護司制度は、保護司と関わりのない一般民間人には、特定の者がやっていることとなり、それだと自分とは関わりのないことになる。例えば、日本更生保護協会は2020年に「立ち直り応援基金」³³⁾を設立し、賛同する人や企業から寄付を募った。だが、2021年3月までに集まったのは100万円にとどまった³⁴⁾とのことだ。寄付金の額については様々な要因があるといえるが、更生を支援する社会の理解不足もあるのではないだろうか。犯罪が起きると、犯罪者は一生刑務所から出すなという意見がネット上で飛び交うことはよくあることだ。このような暴論ともいえる意見は、犯罪は自分自身とは無関係のことであり、そのようなことに関わることは必要ないというにあるのではないだろうか。自分自身が何らかの形で、立ち直り支援に関わることがあれば、罪を犯した者の更生への理解は変化することになるであろう。そのためにも、地域で多くの者が関われる仕組みが必要といえる。

もっとも、地域の人に関わるということでは、双方が知り合いであれば、対象者の個人情報保護という点から、必ずしも狭い地域ではなく、少し広めの地域で対象者に対する支援者を考える必要はあるかもしれない。

さらに、どこで（場所）支援をするのかということも重要である。更生保護サポーターの制度となった場合、複数人で関わるため、

特定の者の自宅を利用することは好ましくない。現状の更生保護サポートセンターも、面談場所としては設けられているが、公民館等の場所は使い勝手としては使いにくいといえる。平日の昼間などは、会社員であればサポーター自身も難しくなるであろうが、対象者にとっても会社員として就業するなどしていれば、難しくなることも多いであろう。そこで、面談等の場所の確保については、企業などに依頼をして、土日や夜間に利用していない施設の使用を依頼するなど、使いやすい場所の開拓も必要となろう。また、ICTを利用したオンラインでの面談も検討してもいいのではないだろうか。

他にも企業には、立ち直り支援のための雇用の働きかけ（協力雇用主）をより一層求めることも必要といえよう。協力雇用主は数値としては年々増えている（表3）。しかし、協力しますといっている中で、実際に雇用している雇用主は6.6%（2019年）だ。実際「保護司会・保護司に対する提供について協力雇用主から同意を得ていない」³⁵⁾ ために、協力雇用主としての名簿が保護観察所から保護司会に提供されないこともあるようだ。雇用主側も、罪を犯した者を雇っていることで顧客からの対応を考えざるを得ないならば、採用

をしないことにもつながる。

そのような点が生じるならば、罪を犯した者に対する社会の無理解ということになってしまう。だが、多くの人が更生サポーターとして立ち直り支援に関わっているならば、社会の理解は促進されるのではないだろうか。理解が進めば特定の業種ではなく多くの業種で協力雇用主として手を挙げる企業が増えることが期待できる³⁶⁾。

いずれにしても、立ち直り支援については、多くの者が対象者の支援に関われることが必要といえるのではないか。

9. おわりに

日本更生保護学会では第8回大会で「保護司制度と持続可能性」と題して企画セッションを行なった。そこでは、「保護司は、立ち直りを支える民間のボランティアであり、安心・安全な地域づくりに重要な役割を果たしている。再犯防止推進計画においても、保護司をはじめとする民間ボランティアは、再犯防止のために欠くことができない存在であるとされ、保護司の役割に対する期待はますます高まっている」³⁷⁾ としている。

また、冒頭で触れたように、京都 कांग्रेसでは京都保護司宣言が採択され、そこでは

表3 協力雇用主の状況

	雇用主数	雇用している雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
2016年	16,330	788	1,410
2017年	18,555	774	1,204
2018年	20,704	887	1,465
2019年	23,816	1,586	2,231

2016年～2018年は4月1日現在、2019年は10月1日現在
法務省「令和元年度 再犯の防止等に関する施策」12頁

世界保護司デーの創設の他、保護司のような地域ボランティアの各国への普及などが盛り込まれていて、保護司を「HOGOSHI」として、世界に発信していく³⁸⁾こととしている。その点では日本が主導的な役割を担う必要がある。

しかし、現状のままの日本の保護司制度は持続可能に黄色信号がともっているといえよう。以前から様々な課題が指摘されているにも関わらず、改善できていない状況が続くならば黄色信号が赤信号になりかねない。

そのため、課題を踏まえて改善点を整理する。

まず、ボランティアなので無報酬という考え方は改めるべきだ。罪を犯した者の支援を行うことは容易ではない。また、専門的な知識も必要だ。そこで一定額の報酬を支払う制度にすべきだ。さらに専門的知識、特に薬物事犯や性犯罪については医療的な措置も必要で、もし、医療的な措置を踏まえて支援するためには、専門的知識は不可欠となろう。そのような専門的知識が必要になるのならば、一人の保護司で一人の対象者を支援するのではなく、複数の支援者で一人の対象者を支援していくようなことが求められる。そのようなことになれば、人員も必要で、そのためには地域の篤志家が推薦で委嘱される制度ではなく、多くの者が自分で支援に手を挙げる制度にすべきだ。この点だが、現状の保護司をなくしてしまえばいいということではなく、保護司制度にプラスして更生サポーターを募り支援する制度が望ましいのではないだろうか。

上記のような更生サポーター制度にした場合であっても、保護観察官の役割は必要だ。なぜなら、複雑化した多様性のある社会では、一人一人の考え方を尊重しながら支援をする

ことが重要であり、保護観察官のサポートがなければ更生保護は成り立たないと思えるからだ。

いずれにしても、更生への支援が地域で求められるなかで、それを支える制度の改善をどのように進めていくべきか。それに対して、目をそらせたり、先送りすることは許されない。

最後にその立ち直りへの関りであるが、本稿でも至るところで「支援」という言葉を使い、対象者への更生を助ける必要を示した。しかし、多くの人が罪を犯した人の立ち直りに関わっていくということからは、「支援」というよりも「応援」という言葉の方が適切ではないだろうか。

その点から、私たちは一人一人が様々な観点から社会を支え、その中で、私たち自身が積極的に必要な方をサポートしていく。そのような社会を形成していくことが求められており、保護司制度の改革はその第1歩といえる。京都 kongress が開催されたこの年に、今一度、保護司制度について考え、私たちの社会を私たちがより良い方向に変えていく、それこそが、わが国が果たさなければならない使命といえるのではないだろうか。

【註】

- 1) 国連犯罪防止刑事司法会議は5年ごとに各国で開催される国際会議であり、日本では2回目の開催となる。詳細はUnited Nations Congress On Crime Prevention and Criminal Justice / <https://www.unodc.org/unodc/en/crimecongress/about.html> (2021.9.12)
- 2) <http://www.moj.go.jp/content/001348310.pdf>. (2021.9.12)
- 3) 山田憲児「我が国における更生保護事業の発達

- と日本更生保護協会の果たした役割」日本更生保護協会100年史編集委員会『日本更生保護協会100年史』（2014年）64頁。
- 4) 更生保護50年史編集委員会『更生保護50年史(第1編)』（2000年）4頁。
- 5) 前掲4書）5頁。
- 6) 前掲3書）67頁以下参照。
- 7) 前掲4書）7頁。
- 8) http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo04.html. (2021.9.12)
- 9) 『令和2年保護統計年報』76頁。
- 10) 数値は全国保護司連盟のホームページ <https://www.kouseihogonet.jp/hogoshi/condition.html>. (2021.9.12) による。
- 11) 法務省保護局、全国保護司連盟『保護司というボランティア』。
<https://www.kouseihogo-net.jp/pdf/hogoshi.pdf>. (2021.9.12)
- 12) 2021年2月1日日本経済新聞（朝刊）34面。
- 13) 2015年3月23日毎日新聞（朝刊）31面。
- 14) 保護司の人数は各年の『犯罪白書』を参照。
- 15) 数値は註9）書による。
- 16) 数値は『令和2年版犯罪白書』80頁による。
- 17) 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」（法務省保総第88号法務省保護局長通達）において、特例として78歳まで保護司として従事できるようになっている。
- 18) 総務省行政評価局『「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－』（2021年）16頁。
- 19) 法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」更生保護 第70巻第12号7頁。
- 20) 註18) 書13頁。
- 21) 安形静男「社会内処遇と保護司制度」菊田幸一・西村春男・宮澤節夫編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社（2007年）549頁。
- 22) 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>. (2021.9.12)
- 23) 2010年7月16日 朝日新聞（夕刊）13面。
- 24) この事件後に、法務省は保護司の物的損害も金銭補償を行う制度が検討され（2011年2月10日読売新聞（朝刊）38面）、現在では運用が開始されている。
- 25) 現在すべての保護区に整備され、850か所以上に設置されている。
https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo02_00053.html. (2021.9.12) 参照。
- 26) 註18) 書68頁。
- 27) 刑務所に入所することになったとしても、いまままで就いていた職を辞めないで続けることを検討してもいいのではないだろうか。その点については拙稿「コロナ禍における刑事施設の課題—ICTの活用による解決へ向けて—」埼玉学園紀要経済経営学部篇20号63頁以下参照。
- 28) 法務省と厚生労働省の協働で実施している刑務所出所者等就労支援事業において、2016年度にその対象者で刑事施設（刑務所、少年院など）在所（院）中に内定を得たものは576人にすぎない。（数値は厚生労働省 政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室『再出発で、社会とつながる「刑務所出所者等就労支援事業」におけるハローワークと事業所の取組』（2018年）3頁。<https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-20180515/dl/after-service-20180515-01.pdf>. (2021.9.12)
- 29) 1990年代後半から2010年頃までに生まれた世代といわれている。
- 30) 2021年3月8日 読売新聞（朝刊）3面。
- 31) 2013年10月12日 朝日新聞（朝刊）15面。
- 32) 2021年9月13日の報道で、薬物、アルコール依存症に苦しみ刑務所に3回入所した方の事例が取り上げられている。（弁護士ドットコムニュース https://www.bengo4.com/c_18/n_13519/ 2021.9.13）このような方を支援する場合、より専門的な知識が求められよう。
- 33) 立ち直り応援基金については、https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo03_00119.html. (2021.9.12)
- 34) 2021年8月30日 朝日新聞（朝刊）30面。
- 35) 前掲18) 書100頁。
- 36) 2018年度に法務大臣からの感謝が贈呈された協

保護司制度のあり方

力雇用主の多くが建設業だ。実際、協力雇用主の建設業で採用される者は多い。もちろん、建設業に問題があるわけではない。ただ、特定の業種に偏っている状況は、対象者が特定の業種に就く以外の道を狭めることにもなり、そうなれば短期で退職することにもなり、それは協力雇用主制度を考えるうえでもマイナス要因といえるのではないか。

- 37) 日本更生保護学会大会企画セッション「(2) 保護司制度と持続可能性」更生保護学会研究16号59頁。
- 38) 箕浦聡「世界保護司会議の成果と保護司制度の国際発信」刑政132巻8号76頁。